

○長久手市母子・父子家庭医療費支給条例

昭和53年10月6日

条例第23号

改正 昭和57年7月5日条例第21号

昭和57年12月25日条例第30号

昭和61年6月24日条例第21号

平成3年7月9日条例第14号

平成11年3月17日条例第7号

平成14年8月22日条例第18号

平成18年6月30日条例第33号

平成19年3月19日条例第9号

平成19年10月31日条例第17号

平成19年12月27日条例第23号

平成26年9月30日条例第29号

(題名改称)

注 平成26年9月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この条例により、母子・父子家庭医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）
- (2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）
- (3) 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童
- (4) 父母のない児童

- 2 前項及び次条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としな
い。
- (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年（1月か
ら7月までの間にあつては前前年）の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に
規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家
庭の母等が前年（1月から7月までの間にあつては前前年）の12月31日において
生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日におい
て生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第4
05号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含
む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びに
その者に現に扶養されている児童
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受
けることができる者
 - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条による支援給付を
受けている者
 - (5) 長久手市子ども医療費支給条例（昭和48年長久手町条例第9号）に規定する子ども
のうち、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 - (6) 長久手市障害者医療費支給条例（昭和48年長久手町条例第21号）により医療費の
支給を受けることができる者（同条例第2条第5号に規定する精神障害者を除く。）
 - (7) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者
- 3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和3
6年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の
例による。

（平26条例29・一部改正）

- 第2条の2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又
は住居（次項において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（次項において
「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる
前条第1項各号に該当する者については、同項の規定にかかわらず受給資格者とする。
- 2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる前条第
1項各号に該当する者については、同項の規定にかかわらず受給資格者としな
い。

（受給者証）

- 第3条 この条例による母子・父子家庭医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あ
らかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による母子・父子家
庭医療費の支給を受ける資格を証する母子・父子家庭医療費受給者証（以下「受給者

証」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、第4条第1項の規定により母子・父子家庭医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(平26条例29・一部改正)

(母子・父子家庭医療費の支給)

第4条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額(以下「医療保険自己負担額」という。)を母子・父子家庭医療費(以下「医療費」という。)として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- 3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

(平26条例29・一部改正)

(届出の義務)

第5条 受給者は、規則で定める事項について変更があったとき又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

- 2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者がいるときは、そ

の者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第8条 この条例により医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(報告)

第9条 市長は、医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者、又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(雑則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

(平26条例29・旧附則・一部改正)

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条第1項及び第2条の2の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

(平26条例29・追加)

附 則(昭和57年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町母子家庭医療費の支給に関する条例の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年条例第30号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第21号)

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第14号)

この条例は、平成3年8月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第7号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第18号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

付 則(平成18年条例第33号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第17号）

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療の支給については、なお従前の例による。
- 3 施行日前になされた改正前の長久手町乳幼児医療費支給条例第5条に規定する申請は、改正後の条例第5条の規定によりなされた申請とみなす。
- 4 施行日において、改正後の長久手町乳幼児医療費支給条例、長久手町母子家庭等医療費の支給に関する条例及び長久手町障害者医療費支給条例により新たに受給者証の交付を受けることができる者の当該受給者証の交付申請及び当該受給者証の交付は、施行日前に行うことができる。

附 則（平成19年条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の長久手町母子家庭等医療費の支給に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定により交付された受給者証は、この条例の施行後も、なお効力を有する。
- 3 施行日までに、出生の日以後4年（出生の日が月の末日以外の日である場合にあっては、出生の日以後4年を経過する日の属する月の末日までの期間）を経過した者のうち、旧条例の適用を受ける者にあつては、改正後の長久手町母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（長久手市子ども医療費支給条例の一部改正）

- 2 長久手市子ども医療費支給条例（昭和48年長久手町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（長久手市障害者医療費支給条例の一部改正）

- 3 長久手市障害者医療費支給条例（昭和48年長久手町条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略